

○守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

守山市告示第185号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の障害者入所施設等を運営する法人に勤務する職員の就職を支援することにより、障害福祉施設における職員不足の解消を図ることを目的に、予算の範囲内において、障害者入所施設等職員就職支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、守山市補助金等交付規則(昭和53年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者入所施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所または同条第10項に規定する施設入所支援のサービスを提供する同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者および同法第5条第17項に規定する共同生活援助のサービスを提供する同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (2) 基準日 当該年度の4月1日をいう。
- (3) 転入者 県外から新たに守山市内に住所を定めた者をいう。
- (4) 転入日 転入者が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に規定する届出を行い、本市の住民票に記載された年月日をいう。
- (5) 障害者施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- (6) 障害児施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う事業者をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 基準日以後、市内の障害者入所施設等に初めて就職する者、市外の障害者施設もしくは障害児施設から市内の障害者入所施設等に転職する者または12月以上休職した後、市内の障害者入所施設等に新たに就職する者。ただし、基準日以前1月の間に試用期間等として雇用契約を締結した者を含む。
- (2) 1週間の勤務時間が年平均35時間以上または月140時間を超える勤務条件で3年以

上継続する雇用契約を障害者入所施設等と締結する者または締結する見込みがある者
(3) 同一系列施設からの異動または市内の他の障害者施設もしくは障害児施設からの転職でない者

(4) 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱(平成23年告示第17号)第1条に規定する特定滞納者でない者

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市内の障害者入所施設等に就職した日から6月を経過しない日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金交付の決定または不決定および額の確定)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付する場合にあつては守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第2号)により、交付しない場合にあつては守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者へ通知しなければならない。

(補助金の請求および交付)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付請求書(別記様式第4号)により速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付額および回数)

第7条 補助金の交付基準および交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士もしくは同条第2項に規定する介護福祉士または精神保健福祉法(平成9年法律第131号)第2条に規定する精神保健福祉士 20万円

(2) 前号に該当する転入者 30万円

(3) 障害者施設または障害児施設において、通算3年以上の実務経験を有する者 10万円

(4) 前3号に掲げる者以外のもの 10万円(交付決定時に5万円を交付し、その後、当該

施設に3年以上継続して勤務し、請求があったときに残金5万円を交付する。)

- 2 申請者が前項各号から、複数の選択が可能である場合は、1つのみ選択ができるものとする。
- 3 第1項第2号に規定する転入者は、転入日が、市内の障害者入所施設等に就職する日の3月前から交付申請書を提出する日までの期間の者とする。ただし、就職した日以前に守山市内に住民登録があり、転出等により一旦その登録を抹消した後に再度転入した場合は、転入日が直近の登録を抹消した日から12月以上経過している者に限る。
- 4 補助金の交付回数は、1人につき1回を限度とする。ただし、第1項第4号に該当する者については、この限りでない。

(申請事項の変更報告、休職報告)

第8条 補助対象者は、第4条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合または1週間以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は速やかに守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付申請内容変更報告書(別記様式第5号)に変更内容または休暇期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を補助対象者に守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金返還命令書(別記様式第6号)により命ずるものとする。

- (1) 提出した書類に虚偽または不正な記載があったとき。
- (2) 第3条第2号に規定する交付の決定に至った要件を欠くに至ったとき。
- (3) 交付決定の日から起算して、3年以内に同一系列施設職員ではなくなったとき。
- (4) 長期休暇の通算期間が3年間の間で1年6月を超えるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還免除)

第10条 市長は、補助対象者が死亡、心身障害等の理由により、第3条第2号に規定する要件を欠くに至り、補助金の返還が不能または困難となったときは、前条の規定による返還の全部または一部を免除することができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還の免除を受けようとする補助対象者は、守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金返還免除申請書(別記様式第7号)にその事由が分かる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、その他市長が認める場合はその限りではない。

3 市長は、前項の規定による申請書が提出されるなど、第1項の規定の適用が相当と認める場合は、守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金返還免除申請許可書(別記様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、補助対象者が補助金の返還を命じられ、これを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、守山市税条例(昭和40年条例第15号)第19条の規定を準用し、延滞金を徴収することができる。

(在籍報告)

第12条 補助対象者は、交付決定の日から起算して3年の間、当該障害者入所施設等に就職した日から1年、2年および3年を経過する日ごとに、当該障害者入所施設等から証明を得て守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金在籍報告書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱の一部改正)

2 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱(平成23年告示第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(検証期限)

3 規則第16条第2項に規定する検証の期限は、令和9年3月31日とする。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記
様式第1号（第4条関係）

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

守山市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金の交付を受けたいので、守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付要綱第4条およびの規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績を報告します。

フリガナ			年 月 日
申請者の氏名			生年月日 (歳)
転入日	年 月 日 (就職年月日の3か月前～申請日)		
勤務するまたは 勤務した障害者 施設の状況	名称		
	所在地		
	就職年月日	年 月 日 ※ 年4月1日以後であること。	
直近の勤務先 または就学先 の状況	名称		
	所在地		
	離職または卒業年月	年 月	
対象資格 該当するものに○	1. 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士（20万円） 2. 1の要件を満たす転入者（30万円） 3. 障害者施設または障害児施設で実務経験3年以上を有する者（10万円） 4. 上記1から3以外の者		

【添付書類】（1、3、5については、直近3か月以内に発行されたもの）

- 1 申請者の住民票（本籍が記載されているもの）
- 2 申請者が有資格者である旨を証する書類の写し
- 3 申請者に係る市税の完納証明書または滞納がない旨の申告書（転入者にあつては、本市転入前の住所地における税の完納証明書）
- 4 雇用契約証明書または雇用期間および勤務条件の分かる障害者入所施設等の雇用契約書等

様

守山市長

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 申請書の記載内容に変更が生じた場合または1週間以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、交付要綱第8条の規定により変更について速やかに報告すること。
 - (2) 交付要綱第12条の規定により、3年を経過する日までの間、1年ごとに在籍報告書の提出を行うこと。
 - (3) 補助金の交付要件を満たさなくなった場合には、交付要綱第9条の規定により補助金の返還を行うこと。
 - (4) 守山市補助金等交付規則（昭和53年規則第1号）、守山市税条例（昭和40年条例第15号）ならびに交付要綱の規定を遵守すること。

様

守山市長

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請については、下記のとおり補助金の交付を
しないことに決定しましたので、通知します。

記

理 由

様式第4号（第6条関係）

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付請求書

年 月 日

守山市長 へ

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付で交付決定（額の確定）のあった守山市障害者入所施設職員就職支援事業補助金について、守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

補助金の 振込口座	金融機関名				支店名	
	種別		口座番号		名義人	※カタカナで記入してください。

様式第5号（第8条関係）

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付申請内容変更報告書

年 月 日

守山市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金の申請内容について、
下記のとおり変更があるので、守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付要綱
第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 変更する事項

2 変更前

3 変更後

4 添付書類 変更の内容が分かる書類

様

守山市長

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金返還命令書

年 月 日付けで決定した標記補助金の交付を下記のとおり取り消す
ので、年 月 日に交付した補助金 円について、その全部また
は一部の返還を命じます。

記

1 取消しの理由

2 返還を命ずる額

円（全部 ・ 一部）

一部返還の場合の返還額の算出根拠

3 返還方法

守山市指定納入通知書により、守山市指定金融機関に納入期限までに納付すること。

4 延滞金

補助対象者が正当な理由なく補助金の返還を怠ったときは、守山市税条例第17条の規定を準用し、延滞金を徴収します。

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金返還免除申請書

年 月 日

守山市長 へ

申請者または申請代理人

住 所

氏 名

申請者との関係

電話番号

年 月 日付けで返還命令を受けた標記補助金 円の全部または一部について、下記のとおり返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 返還免除を申請する補助対象者の氏名

- 2 既受領補助金額 円

- 3 返還免除を申請する額 返還命令額 円のうち 円

- 4 返還免除を申請する理由

- 5 添付書類 返還免除を申請する理由が分かる書類（戸籍抄本、死亡診断書の写し、障害者手帳等）

様

守山市長

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金返還免除申請許可書

年 月 日付で申請のあった補助金の返還免除について、下記のとおり許可します。

記

- 1 返還免除を申請した補助対象者の氏名

- 2 既交付補助金額 円

- 3 返還免除を許可する額 返還命令額 円のうち 円

- 4 返還免除を許可する理由

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金在籍報告書

年 月 日

守山市長 あて

障害者入所施設等 所在地

名称

代表者職・氏名

電話番号

担当者名

守山市障害者入所施設等職員就職支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づく在籍報告のため、下記の事項について相違ないことを証明します。

記

フリガナ		生年月日	年 月 日
雇用した者の氏名			
職 種			
雇用開始年月日	年 月 日		
雇用経過年月日	年 月 日	年経過	
現在の状況	雇用継続中 または 年 月 日退職		
雇用条件確認	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上または1か月の勤務時間が140時間を超える雇用条件である(であった。)	
長期休暇確認※	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	年 月 日から 年 月 日まで (合計 日間)	

※勤務期間の中で1週間以上の長期休暇があった場合に、該当欄にチェックおよびその期間について記入してください。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

様式第 2 号(第 5 条関係)

様式第 3 号(第 5 条関係)

様式第 4 号(第 6 条関係)

様式第 5 号(第 8 条関係)

様式第 6 号(第 9 条関係)

様式第 7 号(第10条関係)

様式第 8 号(第10条関係)

様式第 9 号(第12条関係)